

第3章 東京港の管理運営

第1節	港湾施設の現況と管理運営	47
第2節	東京港の機能強化	67
第3節	東京港の振興	72
第4節	港湾施設の危機管理体制の確立	78
第5節	東京港の環境対策	80

第3章 東京港の管理運営

第1節 港湾施設の現況と管理運営

港湾施設は、港湾の利用又は管理に必要な施設として、港湾法に定められている。東京都では、このうち、都が設置したもの及び国から貸付けを受け又は管理を委託されたもののほか、港湾に必要なものとして設置した施設を、東京都港湾管理条例により管理している。

1 主要施設

〔港湾経営部経営課・振興課〕

東京港の管理運営は、東京市時代から一貫して市ないし都があたってきたが、その近代的管理は大正15年の東京市栈橋上屋使用条例施行から始まったといえる。その後、港湾法の施行にともない管理体制を整備し、現在は同法並びに東京都港湾管理条例及び同施行規則等に基づいて管理している。

(1) 航路

東京港の航路は、第一航路、第二航路及び第三航路からなっている。

第一航路は、最小幅員600m、水深A. P. -15m～-16mであり、その一部を港則法で東京西航路としている。

第二航路は、最小幅員300m、水深A. P. -12mで中央防波堤の北側に位置して第一航路と第三航路とをつないでいる。

第三航路は、東京港の東側に位置し、最小幅員300m、水深A. P. -12mであり、一部を港則法で東京東航路としている。

(2) 泊地ていけい場

泊地のうち係船浮標が設置されていない水面で、港則法第5条第2項では「びょう地」と呼称されている。

びょう地の指定は港長が行う。

(3) 係船浮標

現在、12号地木材投下泊地に、9,000～12,000重量トン級までの船舶2隻が同時に係留可能な係船浮標3基を設置している。

(4) 木材投下泊地ドルフィン（係船くい）

12号地貯木場前の木材投下泊地にはドルフィン14基があり、15,000トン級の船舶7隻を同時に係留できる。

このドルフィンは、原木を泊地に投下し、ここでいかにだに結束して貯木場へ収容するための施設である。

(5) 岸壁、栈橋

港湾管理者が管理している公共岸壁、栈橋は、現在113バース（係船くいを含めると120バース）、総延長で15,976mあり、最大係船能力としては150,000重量トン級の船舶が係留可能である。

この係留施設は、港湾における物流の基本的役割を果たすもので、港湾施設の中でも最も重要な施設である。公共係留施設の船席指定に当たっては、公平の原則（先船優先）により運営しているが、一方港湾の効率的利用という観点から、荷役船、本船あるいは生鮮食品等の積載船、客船等それぞれの事情に対応した運営を行っている。

また、荷役の効率化、施設の有効利用を図るため、航路別、貨物別に次のとおり優先的な使用を認めている。

ア 航路別優先使用の例

北海道定期航路	品川ふ頭	3バース
日中・日韓航路	品川ふ頭	3バース
沖縄定期航路	10号地その2ふ頭（西側）	3バース
伊豆・小笠原諸島航路	竹芝ふ頭	3バース

イ 貨物別優先使用の例

輸入木材（製材）	15号木材ふ頭	3バース
水産物	大井水産物ふ頭	2バース
〃	月島漁業基地	2バース
輸入食品	大井食品ふ頭	3バース
内貿建材	大井建材ふ頭	4バース
〃	若洲建材ふ頭	4バース
外貿コンテナ	品川ふ頭	3バース
〃	青海ふ頭	3バース
輸入ばら物貨物	中央防波堤内側 ばら物ふ頭	1バース

(6) 物揚場

小型船やはしけ等の利用を対象として、総延長1,769mの物揚場があり、主としてセメント、製材等を取り扱っている。

(7) 上屋

海上輸送と陸上輸送の中継点にあつて、貨物の荷さばき、一時保管のための施設として、港湾管理者が設置し、管理している公共上屋がある。

上屋は、岸壁、栈橋の直背後に位置しており両者一体として効率的、合理的に管理運営されるもので、ふ頭運営上きわめて重要である。その使用形態としては、施設の効率的利用と手続の簡素化を図るため、平成16年度から定期使用としている。

(8) 野積場

野積場は、上屋と同様海上輸送貨物の荷さばきや一時保管のために設置したもので、公共野積場は合計約53万㎡（15号地木材ふ頭の野積場を除く。）ある。

野積場では、主として鋼材、木材、砂利、コンテナ等の貨物が取り扱われており、上屋同様定期使用により、荷さばきの円滑化を図っている。

(9) バンプール・シャーシープール

ア バンプール（コンテナ置場）

コンテナへの貨物の取出しに伴い発生する空コンテナでコンテナヤードに収容しきれないものを保管する場

所であり、大井ふ頭に61,282㎡、品川ふ頭に18,766㎡、中央防波堤外側埋立地に11,346㎡が整備されている。

イ シャーシープール（コンテナ搬送用台車置場）

トラクタによりけん引されるシャーシー（コンテナ搬送用台車）は、コンテナシステムに不可欠の機材である。

シャーシープールは、これらシャーシーを置くための施設であり、大井ふ頭に46,110㎡、品川ふ頭に7,475㎡、中央防波堤外側埋立地に50,487㎡が整備されている。

（品川ふ頭シャーシープール以外は、平成21年4月より東京港埠頭株式会社が運営している。）

(10) 貯木場

貯木場は原木の一時保管等を行う施設であり、東京港の貯木場は5箇所、総面積は約90万㎡である。

(11) 客船ターミナル・船客待合所

船客や送迎者の乗下船手続や休憩の場所として、また都民が港に親しむ場所として、晴海、竹芝、有明、青海、日の出の各ふ頭に次のとおり客船ターミナルや船客待合所を設置している。

晴海客船ターミナルは外航客船や大型の内航客船が寄航する海の玄関口として整備し、平成3年5月に完成した。

竹芝客船ターミナルは竹芝再開発事業の一環として、平成3年12月にオープンした施設で、伊豆・小笠原諸島航路の基地として利用されているほか、広場も併設されている。

有明客船ターミナルと青海客船ターミナルは、平成8年4月に供用を開始し、既成市街地と臨海副都心とを結ぶ海上輸送システムの基地として利用されている。

なお、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、晴海、有明及び青海客船ターミナルについては、現在東京港埠頭株式会社が、竹芝客船ターミナルについては、同社と株式会社東京レポートセンターが共同して管理を行っている。

日の出船客待合所は、海上バス、レストラン船の乗降客に利用されている。

このほか、フェリーふ頭にカーフェリー乗降客用ターミナルビル（東京港埠頭株式会社所有）、日の出ふ頭に日の出小型船ターミナル（民間事業者所有、令和元年8月開業）がある。

(12) 船舶給水

東京港に入港した船舶に飲料水等の清水を提供するための船舶給水を行っている。

船舶給水は、港湾法第12条で港務局の業務として、他の者によって適当かつ十分に提供されない場合は、その役務を提供することになっており、東京港では他の者が実施していないため港湾管理者である東京都が実施している。

船舶給水には、着岸した船舶に、ふ頭（竹芝、日の出、芝浦、晴海、月島、辰巳の6ふ頭）に設けた給水栓から給水する岸壁給水と停泊中の船舶や給水施設のないふ頭に着岸した船舶に運搬給水船（すいれん）から給水する運搬給水とがある。

なお、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、現在東京港埠頭株式会社が管理を行っている。

(13) 港湾厚生施設

港湾を支える重要な担い手であり、特殊な作業条件及び労働環境のもとにおかれている船舶乗組員や港湾労働者のために、港湾機能の一環として、港湾法に基づき港湾厚生施設を整備し、管理している。

利用者のニーズやふ頭の整備、開発状況に応じた港湾厚生施設を整備することによって、港湾労働環境の改善を図るとともに総合的な港湾機能の向上に努めている。

なお、港湾厚生施設は、知事の指定を受けた福利厚生事業を営む者として、一般財団法人東京船員厚生協会、一般財団法人東京港湾福利厚生協会、青海流通センター株式会社に使用許可している。

港湾厚生施設一覧（令和元年8月1日現在）

1 宿泊施設

		施設名	供用開始	定員	施設の概要
宿 泊 施 設	船員	東京海員会館	平成21年11月	288人	139室
	港湾労働者	第一宿泊所	平成5年3月	223人	223室
		第三宿泊所	昭和48年11月	100人	100室
		品川宿泊所	昭和46年5月	88人	88室

2 その他の施設

区分		施設名	主な施設
給食施設		港湾労働者給食センター	
サービスセンター		大井、大井南部、青海、芝浦、有明、城南島、若洲	食堂、休憩室、会議室、売店
休憩所	独立棟の休憩所	品川、芝浦第一、日の出、晴海客船ターミナル内	食堂、休憩室
	上屋等附属港湾労働者休憩所 品川ふ頭内質上屋休憩所ほか23箇所		休憩室
売店（独立）		港湾労働者芝浦売店	売店
運動施設		城南島ポートグラウンド	フットサル2面（ソフトボール練習用1面）

(14) 港湾通信施設

ア 国際VHF

国際VHFは、船舶と港湾管理者等との超短波無線による通信施設で世界の主要港湾で設置されているものである。

これは、船舶の移動、安全、港務通信及び非常時における人命の安全を図るために使用するものである。

東京港においても、昭和39年から外航船舶に対するサービス向上を図るため、横浜、川崎両港管理者と協議し基地局（横浜）を共同設置した。その後、昭和44年1月から千葉港、昭和51年7月から横須賀港が加わり現在は5港で共同設置しており、基地局と東京港とは、専用線で直結されている。（現在8チャンネルが稼動中で、空中線電力は50Wである。）なお、基地局の運営は、民間会社に委託して行われており、送信・受信場所はそれぞれ以下のとおりである。

送信場所	神奈川県横浜市中区山手町186	受信場所	神奈川県横浜市中区山下町15
東経	139° 39' 14"	東経	139° 39' 10"
北緯	35° 26' 26"	北緯	35° 26' 57"

イ 船舶電話

船舶電話は超短波を利用して、港内又は航行中の船舶から陸上局を通じて市内普通電話に連絡する施設である。

(15) 東京ヘリポート

〔東京港管理事務所港務課・離島港湾部管理課〕

昭和47年6月15日、航空法及び東京都営空港条例に基づいて設置された公共用ヘリポートである。

警視庁、東京消防庁航空隊をはじめ民間の航空会社18社が、ヘリコプター64機の定置場として利用している国内最大のヘリポートである。

東京ヘリポートの概要

施設の名称等	東京都東京ヘリポート	
1 設置場所	江東区新木場四丁目7番	
2 空港の種別	公共用ヘリポート	
3 空港用地	147,153㎡	
4 基本施設		
滑走路	2,700㎡ (幅30m×長90m)	
誘導路	1,440㎡ (幅15m×長48m 2本)	
エプロン	46,708㎡	
スポット	38バース (大型ヘリ用 10バース、小型ヘリ用 28バース)	
5 安全施設	コンパス修正場	1,600㎡ (40m×40m)
	ホバリングテスト場	
	スケア・パターン テスト場	4,200㎡ (60m×70m)
6 付帯施設	管理事務所、化学消防車庫・詰所、 駐車場、格納庫・油庫用地、通信施設、気象施設	

東京港の主な港湾施設

ふ 頭 名	係 船 施 設					荷 役 機 械			上
	バース名	延 長 (m)	前面水深 (m)	対象船型 (D.W.級)	船席数	機 械	定格荷重 (能力)	基数	棟数 (棟)
竹芝ふ頭	N, O, P	465	-7.5	5,000	3				1
日の出ふ頭	H～M	564	-6.7	3,000	6				4
芝浦ふ頭	B～G	780	-7.5	5,000	6				3
	G'	165	-5.5	2,000	1				
	S ₂ , S ₃	161	-2.7	300	—				
品川ふ頭 (S)	C～H	1,124	-10.0	15,000	6	ガントリークレーン	35.6t 40.6t	2 2	1
	I～K	476	-8.0	6,000	3				
大井コンテナふ頭 (O)	1～7	2,354	-15.0	50,000	7	ガントリークレーン	40.6t 50.0t 61.0t	12 1 7	5
大井水産物ふ頭 (O)	J, K	450	-12.0	30,000	2				3
大井食品ふ頭 (O)	L	230	-12.0	30,000	1				2
	M, N	380	-11.0	15,000	2				
大井建材ふ頭 (OO)	D～G	280	-5.0	1,000	4				
城南島建設発生土ふ頭 (OO)	I	160	-7.5	5,000	1				
城南島小型油槽船係留施設 (OO)	T	437	-4.0	200(G.T.)	—				
若洲内貿ふ頭 (L)	A	190	-11.0	15,000	1				
15号地木材ふ頭 (L)	B～D	720	-12.0	25,000	3				
若洲建材ふ頭 (LL)	C～F	370	-5.5	2,000	4				
10号地ふ頭 (V)	A～K	1,500	-7.5	5,000	11				8
	L～X	920	-5.0	1,000	13				
フェリーふ頭 (VA)	A～D	876 (L型部122m含む)	-7.5～-8.5	6,000～ 16,000(G.T.)	4				
10号地その1多目的ふ頭 (M)	P	180	-7.5	5,000(G.T.)	1				
お台場ライナーふ頭 (A)	A～I	1,800	-10.0	15,000	9				9
青海コンテナふ頭 (A)	0～1	520	-13.0	35,000	2	ガントリークレーン	30.5t	4	2
	2	350	-15.0	50,000	1		40.6t	2	
	3～4	700	-15.0	50,000	2		40.6t	6	
有明ふ頭 (R)	A～J	750	-5.0	1,000	10				
豊洲ふ頭 (T)	2	283	-4.0	500	—				
晴海ふ頭 (H)	I	124	-9.0	10,000	1				
	J	190	-10.0	15,000	1				
	K, L	456	-10.0	20,000(G.T.)	2				
朝潮ふ頭 (G)	7	60	-5.0	—	—				
月島ふ頭 (F)	4, 5	266	-7.5	5,000	2				
	0～2, 6	1,085	-3.0～-4.5	300～500	—				
辰巳ふ頭 (N)	A～M	1,040	-5.0	1,000	13				1
中央防波堤内側ばら物ふ頭 (X)	2	240	-12.0	30,000	1	アンローダー(走行式) ベルトコンベヤー	500t/h 1,200t/h	2 1	5
中央防波堤内側建設発生土ふ頭 (X)	8	130	-7.5	5,000	1				
中央防波堤内側内貿ふ頭 (X)	4, 5	460	-9.0	12,000(G.T.)	2				
中央防波堤外側コンテナふ頭 (Y)	1	230	-11.0	20,000	1	ガントリークレーン	65.0t	3	3
	2	400	-16.0	150,000	1		65.0t	3	
係船浮標	木材投下泊地 NO.1～NO.3	ブイ3基	-7.5	(9,000 ～12,000)	2				
錨泊地	木材投下泊地 檢疫錨地ほか	面積 18,333,242㎡	-2.5～-14.0		—				
小型船だまり	7号地・13号地 ほか	面積 346,302㎡	-3.0～-4.0		—				
係船くい	M1～M5, M10, M11	ドルフィン14基	-10.0	15,000	7				
東京夢の島マリーナ	A～Z	固定栈橋839m 主浮栈橋609個	-3.0	艇長20.0m以下	660	上下架施設	33t	1	

屋 床面積 (㎡)	野積場 (㎡)	摘 要	主要取扱貨物 ()は、平成30年の貨物量	
			外 貿 (単位:万吨)	内 貿 (単位:万吨)
2,098		伊豆七島、小笠原 客船定期航路	(一)	取合せ品 (8)
8,334	1,795	内貿雑貨	(一)	非鉄金属 (4)
22,004	29,546	内貿雑貨	(一)	セメント (90)
23,651	83,770 (埠頭棟 96,741)	C～Eはコンテナ用 としては3船席 Fは外貿雑貨 G～Kは内貿雑貨	その他化学工業品、衣服・身廻品・はきもの (443)	取合せ品、完成自動車 (346)
大井海貨上屋 29,481	(埠頭棟 945,700)		その他化学工業品、産業機械 (2, 521)	取合せ品 (125)
21,099			水産品 (0)	水産品 (0)
10,779			麦、野菜・果物 (39)	麦 (7)
	21,148	内貿建材ふ頭	(一)	砂利・砂、石材 (158)
			(一)	廃土砂 (101)
			(一)	(一)
	43,606		(一)	取合せ品、完成自動車 (65)
	258,125	外貿製材ふ頭	製材 (8)	製材 (1)
	37,093	内貿建材ふ頭	(一)	砂利・砂 (67)
58,345	153,110	内貿雑貨ふ頭 沖縄定期航路	(一)	取合せ品、完成自動車 (679)
	60,253		(一)	完成自動車 (1,087)
			(一)	(一)
(埠頭棟 68,220)			金属くず (71)	紙・パルプ (19)
青海流通 センター上屋 19,047	(埠頭棟 400,615)		衣服・身廻品・はきもの、電気機械 (1, 627)	製材、電気機械、製造食品 (28)
		官庁船	(一)	(一)
		物揚場	(一)	(一)
		物資補給	(一)	(一)
		客船ターミナル	(一)	(一)
		物揚場	(一)	(一)
	970	物揚場	(一)	再利用資材 (2)
3,600	54,136	内貿雑貨	(一)	鋼材 (38)
3,414	29,338	外貿ばら物	石炭 (18)	コークス、石炭 (5)
			(一)	廃土砂 (28)
	12,891	内貿雑貨	(一)	輸送用容器、紙・パルプ、飲料 (99)
	(埠頭棟 117,819)			
			(一)	廃土砂 (8)
	修理ヤード 15艘分	クルーザーヨット モーターボート		

2 港湾施設使用料・入港料

〔港湾経営部経営課〕

(1) 港湾施設使用料

港湾管理者が管理する港湾施設は、防波堤等の公用財産を除き地方自治法に定める公の施設であり、施設の設置、管理については条例で定めることになっている。港湾施設の使用料は、その利用の対価として港湾管理者が徴収するものであり、東京港においては東京都港湾管理条例（平成16年3月31日東京都条例第93号）を定めて、港湾施設の利用及び使用料の徴収等について規定している。平成16年度から、条例では使用料・占用料の上限を定め、実際に適用する料金は、東京都港湾管理条例施行規則（平成16年3月31日東京都規則第104号）で定めるところとした。

(2) 入港料

入港料は、水域施設、外郭施設、航行補助施設等の建設改良、維持に要する費用、水域の保全に要する費用等その性格上個々の港湾施設又は港湾役務の提供に対する料金として徴収することになじみ難い費用について、入港にあたり、港湾という営造物を利用する対価として徴収するものである。したがって、基本的には、港湾施設使用料又は港湾役務利用料と同じく使用料としての性格を有するものである。

入港料制度は、昭和29年に港湾法の改正で法制化されたが、船会社等との調整に時間を要し、東京港においては昭和52年1月1日から徴収を開始した。

また、東京港、川崎港、横浜港の京浜三港による広域連携策の一環として、平成20年11月1日から京浜三港及び千葉港に連続して寄港するはしけの入港料免除、及び平成21年4月1日から京浜三港を連続して寄港するコンテナ船の入港料が実質一港分となるよう減額を開始した。

3 港湾環境整備負担金制度

〔港湾経営部経営課〕

港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が、港湾区域又は臨港地区に立地している一定の事業者から港湾の環境を整備し、又は保全するための工事に要する費用の一部を徴収する制度である。

この制度は、港湾法第43条の5第1項の規定に基づき、昭和55年4月1日東京都港湾環境整備負担金条例の施行により発足したものであり、負担対象事業者は、港湾に立地し、港湾区域又は臨港地区内に工場又は事業場の敷地面積として1万㎡以上を有する者で、令和元年度徴収は75者を対象予定としている。

4 外 貿 地 域

〔港湾経営部振興課〕

(1) 保税制度の目的

保税制度とは、輸出入貨物を法の規制下に置くことにより、秩序ある貿易を維持し、関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興及び文化の交流に役立てることを目的とする。これらのために設けられた一定の地域を保税地域という。

保税地域においては、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、製造、展示などの行為をすることができるが、関税徴収の確保及び取り締まりの適正を期するため、保税地域にある外国貨物は税関の監督下に置かれる。保税地域には、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場及び⑤総合保税地域の5種類がある。

(2) 指定保税地域

指定保税地域とは、開港等において税関手続を簡易、迅速に処理するために設けられたもので、国や地方公共

団体などが所有したり、管理している土地や建物などの公共的な施設について財務大臣が指定して設置する。

指定保税地域では、輸入手続がまだ済んでいない貨物、輸出の許可を受けた貨物、わが国を通過する貨物を積卸し、運搬し、又は一時蔵置（原則として1か月）することができる。また、その利用を妨げない範囲で内国貨物も蔵置することができる。指定保税地域は貨物の税関手続と荷捌きのため、誰でも自由に、しかも安く利用できることを理想とするもので、長期間貨物を置くことや、独占的に使用することは認められない。また、複雑な加工や製造をして貨物の性質を変えることはできない。

(3) 東京港における指定保税地域

東京港は、関税法上は京浜港（東京、横浜、川崎）に含まれ、東京港を管轄するのは東京税関である。東京港に所在する指定保税地域は、次のとおりである。

指 定 保 税 地 域 一 覧

令和元年8月1日現在

地 区 名		土 地	建 設 物	当初指定年月日
京 浜 港	晴 海 埠 頭	16,927㎡	旅具検査場 3,158㎡	平3. 6. 5
	品 川 埠 頭	119,137㎡	外貿さん橋 6,540㎡	昭42. 4. 1
	大 井 埠 頭	867,504㎡	さん橋（1～7バース） 177,875㎡	昭46. 12. 8
			C F S（1～2バース） 3,113㎡	〃
			メンテナンスショップ（1～7バース） 3,489㎡	昭47. 10. 1
			海貨上屋（1～5号棟） 27,875㎡	昭58. 6. 1
			立体格納庫 3,650㎡	平23. 3. 18
	お台場埠頭	619,755㎡		
	ライナー	162,000㎡		昭49. 7. 1
	青 海 コンテナ	457,755㎡	メンテナンスショップ（3, 4バース） 1,138㎡	平6. 4. 15
	中央防波堤 外 側	99,011㎡	さん橋（1, 2バース） 31,500㎡ メンテナンスショップ（1バース） 425㎡	平29. 12. 1

5 外貿コンテナふ頭

〔港湾経営部振興課〕

(1) 公共コンテナふ頭

昭和30年代の後半登場した海上コンテナ輸送は昭和40年代に至り、急速に進展した。現在では、世界の主要定期航路はコンテナ化され、しかも、コンテナ船の大型化と高速化も進み、本格的なコンテナ船時代を迎えた。

このような貿易貨物量の急増とコンテナ船の就航に対処するために、東京港では昭和41年に策定した「東京港第2次改訂港湾計画」を一部変更していち早く昭和42年9月品川ふ頭に重量物ふ頭として3バースを建設し、供用を開始した。また、平成4年11月には青海コンテナふ頭のA1バースを、平成5年8月に同A2バースを、平成13年12月にA0バースを公共ふ頭として供用開始した。

外貿コンテナふ頭の管理一元化によるふ頭運営の一層の効率化等を図るため、平成21年4月1日より、岸壁、栈橋については、指定管理者制度により東京港埠頭株式会社が管理を行い、また荷役機械等の背後施設について

は、東京都から同社に対して現物出資を行い、同社が管理運営等を行ってきた。平成26年4月1日からは、同年1月に同社が特例港湾運営会社の指定を受けたことにより、東京都から岸壁、栈橋を借り受け、同社が背後施設との一体的な管理運営等を行ってきた。平成28年3月4日からは、横浜川崎国際港湾株式会社が京浜港の港湾運営会社の指定を受けたことにより、東京港埠頭株式会社の特例港湾運営会社の指定が失効し、東京都が岸壁、栈橋を直営管理することとなった。平成29年4月1日からは、東京都は指定管理者制度を再導入するとともに、新たに利用料金制を採用し、東京港埠頭株式会社を指定管理者に指定した。これにより、同社は、特例失効前と同様に、背後施設との一体的な管理運営等を行っている。

ア 品川コンテナふ頭

品川コンテナふ頭は、昭和42年の供用開始当時は東京港で唯一の外貿コンテナふ頭として脚光を浴び活況を呈していた。その後京浜外貿埠頭公団により大井コンテナふ頭が整備されるに伴い、コンテナ貨物は昭和47年以降徐々に大井ふ頭へシフトされたが、現在も公共コンテナふ頭として、主として中小船社による中国、韓国の各コンテナ航路が定着している。

イ 青海コンテナふ頭

青海コンテナふ頭は、合計5バース整備され、このうち3バースが公共バースである。

公共バースの概要は以下のとおりである。

① A0バース

青海コンテナふ頭A0バースは、平成13年12月17日に供用開始された。このA0バースはコンテナ船の大型化への対応に向けて、A1バースの岸壁改良及び増深工事を実施するにあたり、係留施設の狭隘化を防ぐため、A1バース延伸部として整備されたものである。

A0バースの完成により、公共ふ頭は連続3バースで運営されることとなった。

② A1バース

青海コンテナふ頭A1バースは昭和60年11月1日、限定整備方式による公社専用貸付バースとしてオープンし、さらに平成4年11月1日に公共コンテナふ頭に転換された。その経緯は次のとおりである。

品川公共コンテナふ頭が整備後25年余を経過し、施設の老朽化、狭隘化が進んでいるため、船舶の大型化の動向に対応しうる新たな公共コンテナバースを整備する必要が生じた。このため、A2バースを新たに公共バースとして整備することとしたが、これに伴いバース繰りの必要から供用中のA1バースについても公共化を図り、連続2バースの公共ふ頭として運営していくこととなったものである。

③ A2バース

青海コンテナふ頭A2バースは平成5年8月31日に供用開始された。このA2バースは、品川コンテナふ頭に代わる高規格の公共コンテナバースとして整備したもので、コンテナ船の大型化の動向に対応するためのものである。

このバースの整備に当たっては、NTT株売却益の政府資金を活用するNTT-A型事業を適用して実施したもので、栈橋及び泊地の整備費の50%を国が財団法人東京港埠頭公社（現東京港埠頭株式会社）に無利子貸付けを行い、残りの50%を東京都が東京港埠頭株式会社に無利子貸付けしたものである。

東京港埠頭株式会社は、この貸付けを受けて整備した栈橋、泊地を完成時に東京都に無償で引き渡したが、その貸付金の償還は東京港埠頭株式会社が行うため、コンテナふ頭の運営と密接に関連する事業（密接関連事

業)を東京港埠頭株式会社がを行い、その収益で貸付金の償還を行っている。

(2) 東京港埠頭株式会社

東京港埠頭株式会社は、東京港における外貿ふ頭事業を総合的かつ効率的に行うとともに、東京都が行う業務に協力すること等により、東京港の機能の強化と振興を図っている。

ア 経緯

同社の前身は、昭和42年10月に国が設立した京浜外貿埠頭公団であり、昭和40年代に急速に進展した海上コンテナ輸送に対応するため、昭和46年11月から昭和50年10月にかけて外貿コンテナ専用ふ頭として大井コンテナふ頭8バースを建設し供用した。また、同時期に在来船用のお台場ライナーふ頭9バースを建設し供用した。

昭和57年3月同公団の解散に伴い、東京港における全業務は東京都が設立した財団法人東京港埠頭公社に承継された。同公社は、平成6年5月及び平成8年5月に青海コンテナふ頭A3及びA4の2バースを建設し供用したほか、平成8年度から平成15年度にかけて、コンテナ船の大型化や貨物量の増大に対応するため、大井コンテナふ頭を耐震強化栈橋3バースを含む7バースに再編する再整備事業を実施した。

その後、より一層の企業性の発揮、経営の効率化等により東京港の国際競争力の強化、利用者サービスの向上を図ることを目的として、平成20年4月1日同公社は東京港埠頭株式会社として民営化され、平成21年1月1日からは株式会社東京臨海ホールディングスの子会社となっている。

また、新たに整備した中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バースについては、平成29年11月から同社が指定管理者として都の整備した栈橋の管理委託を受け、同社が整備した背後施設と一体的な管理運営等を行っている。

イ 会社の事業内容

事業区分	業務内容
外貿ふ頭事業	大井コンテナふ頭、青海コンテナふ頭、品川コンテナふ頭、中央防波堤外側コンテナふ頭及びお台場ライナーふ頭等の建設、賃貸、管理及び運営
建設発生土有効利用事業	・新海面処分場等埋立地での建設発生土の受入れ等 ・水底土砂の湾内深掘部埋め戻し
環境保全事業	・港内清掃 ・羽田沖の浅場維持管理等
内貿ふ頭事業	10号その2フェリーターミナルビル等の管理運営
指定管理者関連事業	・海上公園、客船ターミナル等の管理運営 ・売店及び駐車場事業等

6 外貿ふ頭の施設と利用状況（令和元年8月1日現在）

〔港湾経営部振興課〕

(1) 品川コンテナふ頭

パ ー ス		SC・SD・SE
供 用 開 始 年 月		昭和41年9月
借 受 者		第一港運(株) (株)住友倉庫 東 海 運 (株) 日本通運(株) 山 九 (株)
ターミナル・ オペレーター		同上 (借受者5社による 共同利用)
総 面 積		96,741 m ²
岸 壁	延 長	555 m
	水 深	－10 m
	係 留 能 力	15,000DWT
荷捌施設	ガントリークレーン	4 基
	コンテナ 蔵 置 能 力	5,598TEU *R 272個

(2) 青海コンテナふ頭（No. 0～2：公共ふ頭、No. 3～4：東京港埠頭株式会社運営ふ頭）

パ　　ー　　ス		A0	A1	A2	A3	A4
供 用 開 始 年 月		平成13年12月	平成4年11月	平成5年8月	平成6年5月	平成8年5月
借　　　　受　　　　者		山九(株)・(株)住友倉庫・伊勢湾海運(株) 日本通運(株)・第一港運(株)			(暫定) 三井倉庫(株) 日本通運(株) (株)上組	エバーグリーン マ　　リ　　ン　(株)
ターミナル・ オペレーター		同上（借受者5社による共同利用）			三井倉庫(株) 日本通運(株)	鈴江コーポレーション (株)
総　　　　面　　　　積		66,946　㎡	100,755　㎡	72,255　㎡	116,623　㎡	122,500　㎡
岸 壁	延　　　　長	260　m	260　m	350　m	350　m	350　m
	水　　　　深	－13.0　m	－13.0　m	－15.0　m	－15.0　m	－15.0　m
	係 留 能 力	35,000DWT	35,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT
荷 捌 施 設	ガントリークレーン	2　基	2　基	2　基	3　基	3　基
	C　F　S	—	—	—	3,834㎡	—
	コンテナ 蔵 置 能 力	1,185TEU R 142個	3,480TEU R 305個	2,628TEU R 78個	7,920TEU R 270個	8,100TEU R 540個

*R： リーファーコンテナ（冷蔵・冷凍輸送用コンテナ）

(3) 大井コンテナふ頭

バース		01	02	03	04	05	06	07
供用開始年月		平成16年1月	平成11年11月	平成11年4月	平成13年10月	平成15年3月	平成12年9月	平成10年10月
借受者		川崎汽船(株)		(株)商船三井		ワンハイラインズ(株)	日本郵船(株)	
ターミナル・オペレーター		(株)ダイトコーポレーション		(株)宇徳		東海運(株)	(株)ユニエックスNCT	
総面積		127,700 m ²	131,800 m ²	143,500 m ²	133,650 m ²	133,650 m ²	133,650 m ²	141,750 m ²
岸壁	延長	330 m	330 m	354 m	330 m	330 m	330 m	350 m
	水深	－15.0 m	－15.0 m	－15.0 m	－15.0 m	－15.0 m	－15.0 m	－15.0 m
	係留能力	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT	50,000DWT
荷捌施設	ガントリークレーン	3基	2基	3基	3基	3基	2基	4基
	C F S	3,300m ²		—	—	—	—	—
	コンテナ蔵置能力	9,000TEU	6,960TEU R 750個	10,368TEU R 393個	6,980TEU R 775個	11,160TEU R 288個	9,930TEU R 612個	6,894TEU R 654個

(4) 中央防波堤外側コンテナふ頭

バース		Y1
供用開始年月		平成29年11月
借受者		(株)上組
ターミナル・オペレーター		同上
総面積		129,319 m ²
岸壁	延長	230 m
	水深	－11 m
	係留能力	20,000DWT
荷捌施設	ガントリークレーン	3基
	コンテナ蔵置能力	9,265TEU R 360個

(5) お台場ライナーふ頭

パ ー ス		AA	AB	AC	AD	AE	AF
供用開始年月		昭和48年3月	昭和48年3月	昭和48年3月	昭和49年7月	昭和49年7月	昭和49年7月
借 受 者		東京国際埠頭(株) 富士港運(株) 東 海 運 (株)	(株)ダイトコー ポレーション 東 海 海 運 (株)	山 九 (株) 相模運輸倉庫(株)	栗林運輸(株) (株)三 協 鈴江コーポレ ーション(株)	栗林運輸(株) ケイヒン(株)	(株)三 協 三菱倉庫(株)
岸 壁	延 長	200 m	200 m	200 m	200 m	200 m	200 m
	水 深	－10 m	－10 m	－10 m	－10 m	－10 m	－10 m
	係 留 能 力	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT
荷 捌 施 設	総 面 積	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡
	上 屋	6,892㎡	19,109㎡ (事務所含む)	6,432㎡	6,846㎡	6,864㎡	5,622㎡
	事 務 所	397㎡	－㎡	408㎡	198㎡	408㎡	408㎡
そ の 他			上屋内定温				

パ ー ス		AG	AH	AI
供用開始年月		昭和49年7月	昭和49年7月	昭和49年7月
借 受 者		日本通運(株) 望月海運(株)	三井倉庫(株) (株)住友倉庫	(株)宇 徳 アサガミ(株)
岸 壁	延 長	200 m	200 m	200 m
	水 深	－10 m	－10 m	－10 m
	係 留 能 力	15,000DWT	15,000DWT	15,000DWT
荷 捌 施 設	総 面 積	18,000㎡	18,000㎡	18,000㎡
	上 屋	6,328㎡	4,687㎡	5,440㎡
	事 務 所	815㎡	303㎡	－㎡
そ の 他				

大井、青海コンテナふ頭取扱状況（外貿）

（単位：トン、％）

	平成28年	平成29年	平成30年
総 数	41, 075, 421	42, 195, 055	41, 486, 005
（指 数）	（100）	（103）	（101）
輸 入	29, 485, 051	30, 633, 578	30, 178, 808
（指数）	（100）	（104）	（102）
輸 出	11, 590, 370	11, 561, 477	11, 307, 197
（指数）	（100）	（100）	（98）
取 扱 品 目	機械工業品 日用品 食料工業品等 化学工業品 農 水 産 品	機械工業品 日用品 食料工業品等 化学工業品 農 水 産 品	機械工業品 日用品 化学工業品 食料工業品等 農 水 産 品

お台場ライナーふ頭取扱状況（外貿）

（単位：トン、％）

	平成28年	平成29年	平成30年
総 数	769, 957	766, 711	709, 775
（指 数）	（100）	（100）	（92）
輸 入	185, 370	221, 453	218, 199
（指数）	（100）	（119）	（118）
輸 出	584, 587	545, 258	491, 576
（指数）	（100）	（93）	（84）
取 扱 品 目	金 属 く ず 紙・パルプ 製 材 鋼 材 野菜・果物	金 属 く ず 紙・パルプ 製 材 輸送用容器 鋼 材 鋼 材	金 属 く ず 輸送用容器 製 材 鋼 材 紙・パルプ

（注）指数は平成28年取扱量を基準値として算出。

7 物資別専門ふ頭

〔港湾経営部振興課〕

(1) 15号地木材ふ頭

木材ふ頭は、木材の円滑な流通と価格の安定供給を図ることを目的とし、年間120万トンの輸入製材を取扱可能な施設として岸壁720m、野積場25万8,125㎡、荷役連絡所及び労働者休憩所等を整備したものである。このうち、岸壁の整備については、特別整備事業、いわゆる(特)方式を採用し、民間が建設費の3割を負担する方式で整備した。

このふ頭の岸壁については輸入製材船の優先的使用とし、背後施設については東京港における木材関係者により設立された東京木材埠頭株式会社に対し、野積場、荷役連絡所等を一体とした木材用荷役施設として定期使用許可をしている。使用料は、原価回収主義、ふ頭別採算及び受益者負担の原則を導入した総合使用料を設定して徴収している。

15号地木材ふ頭施設一覧

令和元年8月1日現在

施設名	構造・規模	供用開始	
		数量	年月日
岸壁	鋼矢板式、水深－12m	400m	昭. 49. 10. 1
	延長 720m	245m	昭. 51. 7. 10
	エプロン幅 20m	75m	昭. 52. 8. 1
野積場	262,200㎡ (計画)	258,125㎡	昭. 49. 10. 1 平. 8. 5. 1
荷役連絡所及び 港湾労働者休憩所	鉄骨造2階建 1棟 1,143.27㎡	1棟1,143.27㎡	平. 3. 4. 1
照明設備 その他	一式	一式	昭. 49. 10. 1 昭. 53. 5. 10

(2) 大井水産物ふ頭

大井水産物ふ頭は、年間40万トンの冷凍魚介類を取り扱うことにより、都民が必要とするたんぱく源の確保と円滑な流通を促進し、価格の安定供給を図ることを目的として、栈橋（水深－12m）450m、冷凍上屋3棟（庫腹量12万トン）、その他の荷さばき地等を整備したものである。このうち、栈橋については、昭和49年10月全延長450mを供用開始し、背後の上屋については昭和49年12月から着工し、第1棟を昭和51年5月に、第2棟を昭和52年4月に、第3棟を昭和53年5月にそれぞれ供用を開始した。

このふ頭は、東京都の施設のほかに民間の冷蔵倉庫が都営上屋に併設して建設されており、東京都の上屋と民間の倉庫が一体となって、荷さばきから保管までを行い水産物流通の円滑化に寄与している。

施設の使用者は、東京港における水産関係業者により設立された東京水産ターミナル株式会社であり、東京都は同社に対し定期使用許可をしている。

栈橋の利用、料金の設定及び整備方法等は、15号地木材ふ頭における取扱いと同様である。

また、同ふ頭第二線用地に同社が建設した4号棟冷蔵倉庫（庫腹量66,000トン）が昭和56年7月から、5号棟冷蔵倉庫（庫腹量75,000トン）が昭和63年7月からそれぞれ稼働している。

大井水産物ふ頭施設一覧

令和元年8月1日現在

施設名		構造・規模	供用開始	
			数量	年月日
棧橋		鋼管杭式 水深 ー12m 延長 450m エプロン幅 25m	450m	昭49.10. 1
上屋 (休憩所、荷役連絡所等を含む)		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 5階建の一部		
	1号棟	都営施設 10,783.16㎡ (うち上屋 7,044.40㎡)	10,783.16㎡	昭51. 5.15
	2号棟	都営施設 10,783.16㎡ (うち上屋 7,044.40㎡)	10,783.16㎡	昭52. 4. 1
	3号棟	都営施設 10,783.16㎡ (うち上屋 7,009.76㎡)	10,783.16㎡	昭53. 5.11
荷さばき地		7,679.14㎡	2,867.80㎡ 1,893.80㎡ 2,917.54㎡	昭51. 5.15 昭52. 4. 1 昭53. 5.11
通路		12,644.07㎡	3,846.00㎡ 4,820.00㎡ 3,978.07㎡	昭51. 5.15 昭52. 4. 1 昭53. 5.11

8 東京夢の島マリーナ

〔港湾経営部経営課〕

(1) 経緯

昭和61年の「東京港の将来像検討委員会」報告及び昭和62年東京都港湾審議会の答申「東京港港湾計画の基本方針」において、一般船舶とプレジャーボートの共存する港をめざすとともに海洋性スポーツ・レクリエーションの振興・普及を図るためマリーナを整備することが望ましい旨の提言を受けた。

これらの提言を受け、昭和63年第5次改訂港湾計画において、14号その1地区の砂町貯木場跡の水面を利用したマリーナ計画が位置づけられ、平成元年9月に工事に着手した。

平成4年3月1日には第1期分(266隻)の使用を開始し、引き続き平成5年5月1日に全面オープンした。

(2) 管理方法

東京夢の島マリーナは、平成3年3月に制定された東京都マリーナ条例に基づいて設置し、その管理を(財)東京港埠頭公社に委託していた。供用開始後6年が経過し、夢の島マリーナをめぐる社会情勢の変化への対応、施設利用率及び利用者サービスの向上を図る観点から、柔軟性を備え弾力的な経営を行える民間事業主体による一元的な運営を行うため平成10年3月31日をもって東京都マリーナ条例を廃止し、平成10年4月以降は、夢の島マリーナの管理運営主体を(株)東京テレポートセンターに変更した。

民間事業者の自主性や創意工夫をより活かした効率的な運営により、更なる利用者サービスの向上を図るため、平成20年度から公募により決定した民間事業者に貸付けている。

9 交通施設

〔港湾経営部経営課〕

(1) 港湾局所管道路

① 概 要

港湾局所管道路は、港湾法に定める臨港交通施設として整備した道路である「臨港道路」と、埋立地開発のために整備した道路で、将来都道あるいは区道となる「埋立道路」の2種類に区別される。

港湾局所管道路の大部分を占める埋立道路は、埋立地の開発が進むにつれ、一般車両の交通量が増加し、安全対策・維持補修等管理面においても道路法上の道路と同程度の管理水準が求められるようになってきた。

そのため、道路管理を一元化し、明確化するために、平成7年4月1日に組織改正を行い、局所管道路の専管組織として東京港管理事務所に港湾道路管理課を設置し、道路維持管理水準の向上を図った。

現在、港湾局所管道路は、延長約73km、面積約235ha、橋りょう16橋である。

道 路 移 管 状 況

令和元年8月1日現在
(単位：面積千㎡)

移管先 用 途	S35～H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度 予定	計
建設局 都 道	887	0	0	0	887
特別区 区 道	1,411	11	0	0	1,422
清掃局 その他	2	0	0	0	2
計	2,300	11	0	0	2,311

(注)・上記の他、橋りょう22橋を移管した。

・特別区とは、千代田、中央、港、江東、品川、大田の6区

(2) レインボーブリッジ

① 経 緯

レインボーブリッジは、都心部と第一航路を隔てた臨海部とを結び、臨海部の交通を改善すること及び高速都心環状線と高速湾岸線を結び、首都高速道路の機能向上を図ることを目的として建設された。

昭和55年12月に、東京都と首都高速道路公団（当時）の間で、臨港道路と首都高速道路の併用橋として整備することに合意し、昭和56年12月に、東京港第4次改訂港湾計画において臨港交通施設として計画決定された。

昭和62年1月に工事に着手、平成5年8月26日に供用開始した。

② 施設概要

項 目	施 設 概 要
区 間	芝浦ふ頭～臨海副都心
延 長	3.75km
構 成	下層：臨港道路海岸青海線、東京臨海新交通臨海線 上層：首都高速11号台場線

航 路 横 断 部	中央径間 570m、桁下高 54.4m
構 造	3 径間吊橋
ル ー プ 部 直 径	270m

③ 施設の所有区分及び管理区分

区 分				延 長 等	所 有 者	管 理 区 分
橋 り よ う (主構造物部分)	芝浦陸上部			439m	東京都と首都高速道路(株)の共有	東京都所有分は東京都で管理する。共有部分については、一括管理者(首都高速道路(株))が管理する。
	芝浦ループ部			1,026m	東京都所有	
	吊 橋 部 台場海上部 台場陸上部			918m 905m 462m	東京都と首都高速道路(株)の共有	
臨 港 道 路 (路 面 部 分)	車 道 部 東京臨海新交通臨海線インフラ部 ※1			約 3.75km 約 3.75km	東京都所有 東京都所有	東京臨海新交通臨海線インフラ部の日常管理は、(株)ゆりかもめが行う。
橋 り よ う 附 帯 施 設	遊 歩 道			約 1.7km	東京都所有	東京都が管理する。
	アンカレッジ 建 屋	芝浦側	展望室※2 エレベーター 全 床 面 積	約 580㎡ 4 基 約5,700㎡	東京都と首都高速道路(株)の共有	
		台場側	展望室※2 エレベーター 全 床 面 積	約 280㎡ 2 基 約2,390㎡	芝浦側エレベーターのうち 身障者用1基 管理用 1 基	

※1 東京臨海新交通臨海線インフラ部は、東京都港湾管理条例に定める「臨港道路」として位置づけている。

※2 展望室(芝浦側、台場側)は、休止中である。

(3) 東京港臨海道路

① 経 緯

東京港臨海道路は、東京港の開発整備に伴う新たな交通需要に対処するため、航路を横断し沖合部で埋立地を相互に連絡させ、増大する東京港の物流の円滑化を図るとともに、臨港道路(青海縦貫線等)や臨海部周辺道路(国道357号線)で発生している混雑を緩和し、背後圏とのアクセス向上による物流の効率化及び物流コストの削減を図ることにより、東京港の更なる国際競争力の強化を高めていくために整備されたものである。

I 期事業は、国庫補助事業にて整備し、II 期事業は、国直轄事業として整備した。

I 期事業は、平成5年7月に工事に着手、平成14年4月14日に供用開始した。

II 期事業は、平成15年12月に工事着手、平成24年2月12日に供用開始した。

なお、II 期区間の橋名「東京ゲートブリッジ」は、平成22年11月一般公募により決定したものである。

② 施設概要

項 目	施 設 概 要
区 間	全 区 間：大田区城南島～江東区若洲 Ⅰ期：大田区城南島～中央防波堤外側埋立地～中央防波堤内側埋立地 Ⅱ期：中央防波堤外側埋立地～江東区若洲
延 長	Ⅰ期区間： 約3.4km 、Ⅱ期区間： 約4.6km
構 造	Ⅰ期区間： 沈埋トンネル(第一航路横断部) 約1.4km 陸上トンネル 約0.6km、U型擁壁 約1.1km 橋りょう 約0.3km Ⅱ期区間： 主橋りょう部 連続トラス・ボックス複合構造 約0.76km アプローチ橋りょう部 連続鋼床版箱桁 約1.85km
航 路 横 断 部	Ⅱ期区間： 航路幅 300m、桁下高 54.6m
車 線	Ⅰ期区間：トンネル部 4車線、その他 6車線 Ⅱ期区間：橋りょう部(東京ゲートブリッジ) 4車線、その他 6車線

③ 施設の所有区分及び管理区分

区 分			延 長 等	所 有 者	管 理 区 分	
東京港臨海道路	Ⅰ期区間		約 3.4km	東京都所有	東京都が管理する。	
	Ⅱ期区間 (東京ゲートブリッジ)		約 4.6km	国所有	東京都が管理する。	
橋 り ょ う 附 帯 施 設 (東京ゲートブリッジ)	歩 道		約 1.6km	国所有	東京都が管理する。	
	昇 降 施 設	若 洲 側	エレベーター	27人乗り 1 基		国所有 (車椅子対応)
		中 防 側	エレベーター	27人乗り 1 基		

※ 昇降施設（中防側）は、休止中である。

(4) 東京臨海新交通臨海線

東京臨海新交通臨海線は、都心部と臨海副都心部を結ぶ公共交通機関として、新橋駅～豊洲駅間14.7kmを、東京都と第三セクターである東京臨海新交通株式会社（現：株式会社ゆりかもめ）が共同して建設したものである。

平成元年3月に工事着工、平成7年11月1日に新橋駅～有明駅間が開業した。また、平成18年3月27日に有明駅～豊洲駅間2.8kmが延伸開業した。

第 2 節 東京港の機能強化

近年、アジア貨物の急激な増加やコンテナ船の大型化など、東京港を取り巻く状況は刻一刻と変化している。このような中、東京港が今後も東日本のメインポートとして、生活と産業を支える役割を果たしていくためには、貨物量の確保のみならず、利用者のニーズに的確に応えることが必要である。そのため、荷主が求める迅速、安定を重視した国際海上輸送を実現するべく、物流効率化策を一層推進する東京港ならではの高水準のサービス提供や、東京の道路網と一体となった交通ネットワークの充実強化などに取り組んでいく。

1 港湾の総合的機能の充実

〔港湾経営部振興課・経営課〕

(1) 港湾機能の整備及び運営の改善

船舶や輸出入貨物の動向変化に応じ、施設の整備・改善を行っている。

外貿ふ頭では、大井コンテナふ頭において、コンテナ船の大型化に対応していくため、平成8年度から平成15年度まで再整備を実施した。

また、青海公共コンテナふ頭では、コンテナ貨物量の増加に対応していくため、平成10年度から平成15年度まで改良工事を実施した。

内貿ふ頭の一部では、大型RORO船等に対応していくため、内貿ユニットロードターミナルとして、順次、ふ頭再編等を行うこととしている。品川ふ頭については、すでに再編に着手しており、平成22年4月から一部供用を開始している。

また、10号地その2ふ頭についても再編に着手しており、新上屋の整備を進めている。

今後も利用者等との調整を行いながら、より便利で使いやすい港をめざして改善を行っていく。

(2) 港湾施設用地の開発

港湾施設用地の開発は、港湾施設用地への倉庫、荷さばき施設その他関連施設の立地集積によって、埋立地前面のふ頭と一体的、効率的な利用を促進することができ、港湾機能の充実強化に大きな役割を果たすものである。

しかし、東京港では、ふ頭背後の港湾施設用地、特に外貿コンテナ関連用地の開発が遅れていた時期があり、このことが、京浜間の交錯輸送を生み、外貿コンテナ取扱停滞の原因ともなっていた。

こうした状況を改め、背後地への民間施設の立地を促進するためには、企業進出の阻害要因である港湾関連施設用地の高地価を、民間施設が立地可能となる適正な価格に調整する等の対応が必要であり、昭和58年12月28日付で「東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則」（第9章第2節参照）を制定公布した。この規則に基づき、大井ふ頭（その1、その2）の51区画をはじめ、青海ふ頭、10号地その2ふ頭など計96区画の貸付けを行い港湾施設の拡充・強化に努めている。

(3) アクセス交通の整備

物流革新に対応し、物流の円滑化を図るためには、港湾施設の整備とともに道路網の充実が不可欠である。東京港のふ頭をつなぎ、ヒンターランドと港湾を連結する役割を果たす湾岸道路については、東京港トンネルが昭和51年8月に、高速湾岸線荒川湾岸橋が昭和53年1月に完成するとともに昭和58年2月に東京港埋立地内の高速湾岸線が全通し、横浜方面から大井ふ頭を経て千葉方面への通行が可能となった。湾岸道路と都心を接続する首都高速9号線も昭和55年2月に開通し、東名、中央、東北及び常盤の各高速自動車道と直接結ばれている。

さらに、平成5年8月に都心部と臨海副都心とを結ぶレインボーブリッジが完成し、平成6年12月には、高速湾岸線が横浜港まで開通した。また、湾岸道路（一般部）は、荒川河口橋が平成8年7月に開通し、平成14年4月には、大田区城南島と中央防波堤外側埋立地を結ぶ臨海トンネルが開通した。さらに、平成24年2月には、中央防波堤外側埋立地と江東区若洲を結ぶ、東京ゲートブリッジを含む臨港道路が開通し、周辺道路の交通混雑が大幅に緩和された。

2 港湾物流効率化の推進

〔港湾経営部振興課・港湾整備部計画課〕

(1) 概要

情報化社会の進展や経済・産業のグローバル化、サービスの高度化など、物流を取り巻く環境は、大きく変化している。

東京港は首都圏の社会経済活動を支える産業・物流の拠点として、新たな物流ニーズに対応していくとともに、荷主等ユーザーのニーズに応えていく必要がある。

そのためには、東京港において物流効率化を阻害している要因を把握し、解決を図りながら、東京港を中心とした総合的な物流ネットワークを構築し、航空物流にも対応するロジスティクスハブの形成を進めていくことが必要である。

(2) 物流ネットワークの構築

経済や産業のグローバル化に伴う生産拠点の海外進出と生活関連物資等の輸入増加を背景に、外貿コンテナ貨物量が増加するなか、臨海部交通ネットワークにおける未整備箇所が存在などにより、輸送時間が増大し、物流コストの増加や背後圏の産業の国際競争力低下、さらには低速走行による環境負荷の増大を招いている。

このため、首都圏の生産・消費地に至る貨物輸送時間の短縮、物流コストの削減に向け、効率的な物流ネットワークの構築に取り組んでいく。

(3) 総合物流ビジョン施策の推進

東京港は、外貿コンテナ取扱量日本一を誇る海上輸送拠点であり、首都圏物流の拠点として、重要な役割を果たしており、東京港を通じた物流改革は喫緊の課題となっている。

物流の改革を通じ、国際競争力を強化し、経済活力と環境の均衡の取れた社会の実現を目指すため、都は関係7局等で平成18年2月「総合物流ビジョン」を策定した。

この総合物流ビジョンをもとに、関係局との連携や、民間をはじめ関係自治体、国などとの連携を強化し、物流ボトルネックの解消や道路ネットワークの整備、港湾エリアにおける高機能物流拠点の形成、さらには東京港の機能拡充や運営効率化といった港湾物流施策を展開していく。

(4) 東京港総合渋滞対策

近年東京港の周辺で、季節やターミナルによって発生している交通混雑は、使いやすい港づくりのために直ちに解決すべき重要な課題となっている。

そのため、この課題解決に向けた道筋を明確に示すため、都は、平成26年2月、東京港における交通混雑対策を初めてハード・ソフト両面から包括的にまとめた「東京港総合渋滞対策」を策定した。

これまで、車両待機場の整備や荷役機械の増設をはじめ、都と港湾関係者が一丸となって進めてきた取組により、混雑緩和に一定の効果が現れてきているところである。今後は、新たな施策も含め着実に実施していくこと

で、交通混雑対策を加速させ、利用者に使われ続ける使いやすい港づくりを目指していく。

平成27年3月20日から「東京港総合渋滞対策」の一環として、放置車両（台切りシャーシー）に対し、港湾法第37条の11に基づく取締強化を実施している。

3 東京港振興促進協議会

〔港湾経営部振興課〕

(1) 設立の背景

我が国の主要港湾は、他のアジア諸港と比較して使用料金が高く、スピードやサービス面で問題があることなどから、その相対的地位を低下させ、急速に国際競争力を失いつつある。東京港が、引き続き基幹航路の本船が寄港するメインポートとしての地位を堅持していくためには、港湾を取り巻く規制の見直しや、効率的な荷役体制などユーザーのニーズに対応した低コスト高サービス体質への変革が不可欠である。

これらの問題の対応に遅れば、国際的には勿論のこと国内的にも取り残されることとなり、都民生活に重大な影響をもたらすとの危機意識から、平成9年7月、官民一体となって「東京港振興促進協議会」を組織し、国際競争力に優れた使いやすい港づくりを目指し、検討を進めてきた。

(2) 組織及び開催経過

ア 組織（平成19年10月からの体制）

東京港振興促進協議会（総合的検討・決定）

※官公庁、民間団体、港湾管理者など25団体で構成

幹事会（全般的検討）

3 検討部会

① 総合検討部会（規制緩和、危機管理、みなとの賑わいの創出、その他アクションプランの検討）

② 物流効率化検討部会（国際競争力の強化に向けた課題の検討）

③ 環境対策検討部会（環境に配慮したみなとづくりの実現に向けた検討）

※ 港湾運営懇談会（港湾運営全般に関する意見交換・情報交換など）

イ 会長 石田 忠正氏（一般社団法人東京都港湾振興協会会長）

ウ 開催回数 10回

第1回協議会 平成9年7月15日 設立総会

第5回協議会 平成11年4月16日 アクションプランの策定

第7回協議会 平成16年3月29日 新アクションプランの策定

第9回協議会 平成21年2月16日 第3次アクションプランの策定

第10回協議会 平成26年1月31日 第4次アクションプランの策定

(3) 第4次アクションプランの策定

東京港振興促進協議会では、平成26年1月、貨物量の増大や船舶の大型化など、東京港を取り巻く最近の動向を踏まえ、新たな課題を取り入れてプランの充実を図るため、4つの柱と37の取組からなる「第4次アクションプラン」を策定した。今後も東京港の関係者が協力し、官民一体となって、東京港のさらなる発展を図るための振興策を実施していく。

【第4次アクションプランの概要】・・・4つの柱立て 全37の取組

① 「東京港の物流機能強化」

東京港が首都圏の生活と産業を支えるメインポートとしての役割を果たすためには、輸送効率や輸送品質の向

上等を進める企業の物流戦略に的確に対応し、基幹航路を維持拡大するとともに、アジア貨物の増大に的確に対応する必要がある。

そのため、港湾コストの低減、貨物集荷への取組など、官民一体となって物流機能を強化する取組を引き続き行うとともに、新たな外貿コンテナふ頭の整備や既存ふ頭の再編などを行い、港湾施設の機能強化を図っていく。

②「東京港の安全の確保・危機管理」

震災発生時の東京港の安全確保については、引き続きハード・ソフト両面からの対策を進めていく。

危機管理においては、物流におけるセキュリティ対策の重要性が高まっていることから、物流の効率性を確保しつつ、港湾の保安や治安対策の強化を図るため、改正 SOLAS 条約等への対応を引き続き実施するとともに、東京湾の関係者とも連携しながら、危機管理体制を強化していく。

③「環境に配慮したみなとづくり」

環境への意識が世界的に高まる中、港湾運営に当たっては、さらなる環境への配慮が求められる。

船舶・トラック・荷役機械などの貨物の荷役・輸送に伴って発生する排出ガス対策や、船舶・鉄道を活用したモーダルシフトの推進など、環境負荷低減に寄与する取組を進めていく。

④「みなとの賑わいの創出」

最近のクルーズ業界の動向を踏まえ、大型客船にも対応できる十分な機能を備えた施設整備を推進するとともに、積極的な誘致施策を推進していく。

また、水上輸送ネットワークについては、さらなる活性化を図っていく。

4 施設使用手続の効率化

〔港湾経営部経営課〕

東京港では、係留施設等の効率的な管理のため、昭和 63 年 4 月から港湾情報システムを稼働させている。稼働後、利用者の利便性向上を目的とした再構築が行われ、現在では係留施設や冷蔵コンテナ用荷役施設等の港湾施設使用許可申請について、インターネットを通じて行うことができる。また、船舶の入港届及び係留施設等使用許可申請については、平成 11 年 10 月から国の運営する E D I システムと連携を始めた。

平成 20 年 10 月からは E D I システムが税関手続の N A C C S に統合され、N A C C S 及び他省庁の港湾関連手続の統一（府省共通ポータル）により、次世代シングルウィンドウが実現した。

5 東京港、川崎港、横浜港の広域連携

〔港湾経営部振興課〕

(1) 目的及び経緯

東京都、川崎市及び横浜市は、国際競争力を強化するため、京浜港（東京港・川崎港・横浜港）の連携を一層推進することとし、平成 20 年 3 月 21 日に基本合意を締結した。

この合意に基づき、コンテナ船入港料の一元化やはしけ輸送の拡大による環境対策など、様々な取組を実施した。

平成 21 年 12 月には地方自治法に基づく協議会である「京浜港連携協議会」を設立し、平成 22 年 2 月には「京浜港共同ビジョン」を策定、また、平成 23 年 9 月には、今後三港が策定する港湾計画の基本となる「京浜港の総合的な計画」を策定するなど連携強化を図っている。

(2) 国際コンテナ戦略港湾

国土交通省は、「選択」と「集中」により我が国港湾の国際競争力を強化するため、平成 22 年 2 月に「国際コンテ

ナ戦略港湾」の公募を実施した。

東京都は、京浜港（東京港・川崎港・横浜港）として川崎市、横浜市、東京港埠頭株式会社、財団法人横浜港埠頭公社と連名で国際コンテナ戦略港湾に応募し、平成 22 年 8 月に選定を受けた。

三港がそれぞれの役割を担いつつ、京浜港全体として発展していくことを目指し、東京港はコンテナふ頭の増設や再編整備、道路網の充実強化など港湾施設の機能強化を図り、利用者ニーズにきめ細かく対応した使いやすい港づくりを進めていく。

第3節 東京港の振興

東京港は、大都市東京と首都圏4,000万人の生活と産業活動を支える物流拠点として、欠くことのできない重要な社会基盤施設である。

平成10年から外貿コンテナ貨物取扱個数が連続して日本一となり、世界の基幹航路の船が直接寄航する世界有数の外貿コンテナふ頭を有するわが国を代表する国際貿易港として、その地位は確固たるものになっている。

しかしながら、世界経済のボーダーレス化が進展し、経済分野での自由競争時代が到来しているなかで、港湾物流の分野においても、国際基準に適合した港湾サービスの実現や港湾トータルコストの削減が求められるなど、大きな転換期を迎えている。

国際海上コンテナ輸送におけるアライアンスの再編成や超大型船の就航、国内輸送におけるマルチモーダル化の要請など、港湾管理者にも新しい動きへの迅速で柔軟な対応が迫られている。

東京港においても、こうした港湾物流の大きな変化に応じた施設整備などに努めてきており、今後とも、より効率的な港湾経営が、港湾管理者、民間事業者など港湾に関連するすべての関係者に求められている。

一方、東京は日本有数の観光拠点であり、その玄関口である東京港においても、クルーズ客船の受入れなど観光面でのニーズが高まっている。

こうした認識のもと、東京港の振興事業を進めている。

1 ポートセールス

〔港湾経営部振興課〕

経済の水平分業化に伴い、貿易、物流もまた世界的規模で拡大しており、港湾はその世界的規模での物流システムを担う重要な基盤施設として大きな役割を果たしている。

近年の国際貨物輸送は、航空、海運、鉄道、トラック等の輸送手段を費用、時間、安全性の面から適切に組み合わせた複合一貫輸送へと発展してきており、港湾においてもよりコスト、効率性が重視されるようになっている。

他方、東京港は、背後圏からみて地理的に恵まれた位置にあり、また背後に広がる広域道路交通網を利用しやすいこと及び都民生活に必要な消費物資等の輸入が大きな割合を占める状況下にあつては、今後とも首都圏にかかわる国際物流において重要な役割を果たしていく必要がある。

このような状況から、東京港の振興のためにはコスト意識、効率性を念頭に利用者のニーズにあった施設整備及び港湾運営等ソフト面の改善充実を図っていくとともに、東京港の優れた立地特性、港湾施設等を国内外にPR、情報提供を行い船舶・貨物誘致に努めていく必要がある。また、クルーズ客船の誘致についても、クルーズ客船の寄港が、臨海副都心への国際観光やMICEの誘致活動へ寄与するとともに寄港地への高い経済効果をもたらすこと等が見込めることから、積極的に取り組んでいる。

(1) マーケットリサーチ

船会社、荷主、港湾運送事業者等港湾の利用者と情報交換を積極的に行って、情報の収集と、利用者のニーズの把握に努めている。また、物流経路、航路動向、企業動向、市場動向等の調査を進めている。

(2) PR活動

東京港は、わが国を代表する国際貿易港として発展しているが、歴史と伝統が浅いため、国の内外に対して知名度、評価をさらに向上させる必要がある。

従って、内外の港湾利用者に対して東京港の施設内容を含め実態の認識と理解を深めるため、「Port of Tokyo」、
「東京港便覧」等のPR資料の作成、配布、施設見学会や説明会などの実施、また、港湾・物流専門誌を利用し
た効果的な広告、宣伝を行っている。

さらに、荷主等の利用者に対しては、都内においてセミナーを開催し、東京港の現状や今後の計画をPRして
いる。

(3) 船舶、貨物誘致活動

東京港振興事業の一環として、東京港への船舶、貨物の誘致を図るため、船社、港運、倉庫等の民間事業者と
共同で、下表のとおり使節団（ミッション）を派遣している。

船舶貨物誘致使節団派遣状況

名 称	平成29年	平成30年	令和元年	参 加 団 体	訪問先
外貿ミッション	ドイツ スペイン イギリス	オーストラリア	シンガポール (予定)	東京都港湾局 東京港埠頭株式会社 東京港運協会 東京倉庫協会 東京港湾運送事業協同組合 東京港湾福利厚生協会 東京都港湾振興協会	荷 主 船 社 物 流 企 業 港 湾 局

2 国際港湾交流

[港湾経営部振興課]

(1) 姉妹港等交流事業

姉妹港等提携は、両港相互の繁栄と国際貿易の発展に寄与し、東京港に対する理解を促進するとともに、港湾
を通じて相互の経済、社会、文化の交流を深めることを目的として行っている。

また、近年は、港湾の管理運営に関する情報交換や海外でのポートセールス活動の強化といった、実務的な交
流も行っている。

姉妹港及び友好港提携・交流事業内容

姉妹港・友好港	提 携 年 月 日	交 流 事 業 内 容
ニューヨーク／ ニュージャージー港 (姉 妹 港)	昭和55年5月15日 (1980年)	・使節団の相互訪問 ・記念事業の実施 ・港湾経営の意見交換及び技術交流の実施 ・研修生の相互派遣
天 津 港 (友 好 港)	昭和56年6月25日 (1981年)	・使節団の相互訪問 ・記念事業の実施 ・港湾・業務研修団の相互派遣 ・研修生の相互派遣
ロサンゼルス港 (姉 妹 港)	昭和62年11月18日 (1987年)	・使節団の相互訪問 ・記念事業の実施 ・港湾経営の意見交換及び技術交流の実施 ・研修生の相互派遣
ロッテルダム港 (姉 妹 港)	平成元年4月25日 (1989年)	・使節団の相互訪問 ・共同調査作業部会開催 ・情報交流計画の策定 ・記念事業の実施

(2) その他国際港湾交流

諸外国の港湾関係者や研修生の東京港視察・研修を随時受入れ、情報の提供・交換と相互理解を推進している。

3 クルーズ客船の誘致

〔港湾経営部振興課〕

近年、世界のクルーズ市場ではクルーズ人口が急増するとともに船舶の大型化が進んでいる。クルーズ客船の寄港は東京に多くの観光客をもたらし、東京港のイメージアップ、臨海エリアにおけるMICE・国際観光拠点化の推進、大きな経済効果が期待できるなど、魅力的な観光資源となる。大型クルーズ客船の寄港地として東京のアクセスの良さや観光資源の充実などの潜在能力は高く、東京は、日本の首都、国際観光都市として寄港ニーズに責任を持って応えとともに寄港による効果を確実に取り込むことで、東京ひいては日本の成長を力強く牽引する必要がある。

このため、臨海副都心地域に世界最大級の大型クルーズ客船に対応可能な新たな客船ふ頭の整備をするとともに、平成26年1月、東京港のクルーズ客船誘致施策の方向性を示す「東京クルーズビジョン」を策定し、積極的なクルーズ客船の誘致施策を展開している。

なお、新たな客船ターミナルは名称を「東京国際クルーズターミナル」とし、令和2年7月に開業する予定である。

4 水上交通ネットワークの拡充

〔港湾経営部経営課・振興課〕

東京の臨海部には臨海副都心をはじめ、多くの観光資源や集客施設が立地しており、これらに船でアクセスできれば、東京の魅力がさらに高まることになる。

東京港では、臨海副都心と既成市街地を結ぶ水上バス（定期航路）が運行するほか、江戸文化を継承する屋形船やディナークルーズ等を行う観光船等が不定期で周遊を行っているが、水上ルートや船着場が限られるなどの課題がある。

このため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、国際観光都市としての東京の一層の魅力向上や、水辺のにぎわい創出に向けて、舟運の活性化のための取組を進めている。

舟運事業者が利用できる船着場を増やすため、都が保有する公共棧橋を、一定の要件のもとに屋形船などの不定期航路事業者に開放することとし、視察船用の竹芝小型船発着所及び水上バスの発着所である有明小型船発着所を試行的に開放している。さらに同公共棧橋の利用料金の引き下げを実施した。加えて、日の出小型船発着所において船着場を増設し、令和元年8月より試行的に開放している。また、田町駅と品川駅に近接した運河部の防災船着場を、水上タクシーの乗降場所として開放する社会実験にも取り組んでいる。

その他にも、都市整備局・建設局・港湾局の3局で協力して、舟運の活性化に向けた社会実験を行い、舟運の更なる周知や利便性向上に向けた取組を実施している。

5 東京港における水辺空間の魅力向上

〔港湾整備部計画課〕

(1) 運河ルネサンス

ア 東京港内の運河の現状

東京港内の運河は、物資輸送に欠かすことのできない水路として、東京の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかし近年、産業構造の変化により舟運輸送量は低下し、運河の利用は大幅に減少している。

また、物流機能の冲合展開が進むにつれ、その背後地の土地利用も、工場や倉庫などの産業基盤としての利用から、オフィスやマンションなどの都市的利用へと変化してきている。

一方、現在、都においては、運河の魅力を一層向上させ、舟運の活性化との相乗効果により、国際観光都市としてのプレゼンスの向上を目指している。東京の運河は、観光資源として大きな可能性を秘めており、東京における観光振興に資する存在になることが期待されている。

イ 運河ルネサンスの取組

このような背景により、現在、運河の役割に新たに「観光資源」という視点を取り入れ、新たな運河利用や周辺環境の整備を推進し、水辺の魅力を向上していくことが求められている。

このため都では、運河等の水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力等を創出することを目的とした運河ルネサンス推進方針に基づき、これまでに品川浦・天王洲、芝浦、朝潮、勝島・浜川・鮫洲、豊洲の5地区を、運河ルネサンスの推進地区に指定し、取組を進めている。

ウ 運河ルネサンスの推進方針

(ア) 目標

- ・観光振興に資するようになぎわいの創出
- ・新たな運河利用の発掘等、運河の魅力向上
- ・周辺地域の活性化

(イ) 推進方針

- ・地域の特性を生かし背後のまちづくりと一体となった運河の活用及び整備を推進する
- ・地元区、住民、企業、NPOなど地域と連携を図る
- ・新たなニーズに適応した水域占用などの規制緩和を行う
- ・護岸や周辺建築物等の緑化、遊歩道の整備、水質浄化等、良好な水域景観を創造する
- ・運河の新たな魅力を広くPRする

(ウ) 対象地域

運河ルネサンスの対象となりうる運河を含む一定の区域で、地元の熱意と発意により取組方針が定まり、その方針が都の運河ルネサンスの推進方針に沿っている地域

(エ) 実施要綱

「運河ルネサンスガイドライン（実施要綱）」に基づき実施する。

(2) 運河エリアライトアップの推進

都は、運河の水辺空間の資源を活用した良好な夜間景観を創出することで、観光資源としての水辺空間の魅力向上や、舟旅の活性化に繋げていくため、平成30年3月に「運河エリアライトアップ・マスタープラン」を策定した。このプランに基づき、地元区や民間事業者等と連携して、運河エリアの施設（水門、橋梁等）のライトアップに取り組んでいる。

令和元年度は、日の出ふ頭上屋、天王洲水門のライトアップ施設整備を行う。

6 広報・広聴活動

〔総務部総務課〕

局事業に関する内容、課題、方針等について、都民や事業者をはじめ国内外に情報発信することで、局事業の円滑

な推進を図ることを目的に以下のような広報・広聴活動を行っている。

(1) 報道機関に対しての積極的な情報提供

新聞、テレビ等のマスメディアに、プレス発表の形で、局関係事業の情報提供を積極的に行い、パブリシティでの露出を高めることにより、局事業のPR活動を行っている。

(2) 局事務事業に関する刊行物の作成及び提供

局事業に対し、より一層の理解を得るため、写真やイラスト等を多く取り入れた「Port of Tokyo」を発行するとともに、東京港や臨海副都心に関するタイムリーな記事を「東京ポートニュース」として臨海地域の情報誌に掲載している。

このほか、東京港の現況図や港湾計画、土地利用計画をまとめた「東京港便覧」を作成している。

(3) 東京港案内及び行事に関すること

東京港の役割など、より一層の理解を得るため、以下のような事業を実施している。

ア 東京港案内

東京港に関心を持つ都民グループ等を対象に、視察船事業を実施し、臨海副都心の開発や東京港の役割・歴史などを紹介している。また、公益財団法人東京都公園協会の船をチャーターし、一般社団法人東京都港湾振興協会と共同で小学校4～6年生及び中学生を対象に、社会科見学の一環として、東京港の案内を行っている。

イ 初入港船、客船、帆船等歓迎行事

客船の利用拡大など東京港の更なる利用促進を図ることを目的に、東京港に初めて入港する船舶や客船・帆船等に対し、歓迎の意を表するセレモニーを行っている。

ウ 東京みなと祭

毎年5月20日の東京港開港記念日を中心に、都民をはじめ多くの人々に東京港の役割や都民との関係について理解を深めてもらうことを目的に、「東京みなと祭」を開催している。

エ 東京港パネル展

東京港の歴史や役割、港に関する情報や写真などを活用し、都内各地でパネル展を開催している。

(4) ホームページ等によるPR

港湾局の事業紹介を行うホームページの管理運営を行っている。局事業や組織の紹介、イベント情報の発信や資料の検索、各種申請書のダウンロード、子供向けの「キッズページ」等で構成している。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッター及びフェイスブック）を活用した情報発信も行っている。

(5) 職員報「局報こうわん」の配信

東京港に関係のあるニュースやトピックス等をまとめ、随時、電子メールにより局内全職員に向けて配信し、局事業情報の共有化を図っている。あわせて、都庁記者クラブにも情報提供を行っている。

(6) 意見・要望等の処理

局の事務事業に関して、都民から様々な意見や要望等が寄せられている。これらの意見等に対して、速やかな回答を行い、実現可能な要望は直ちに実施するなど、都民の声を積極的に取り入れた事業の推進を行っている。

(参考) 東京港PR資料等

東京港PR用印刷物

名称	内容	主な配布先
Port of Tokyo	東京港の現状を写真主体で紹介	国内・外からの視察者等
東京港便覧	東京港の概要、埋立事業、将来計画を地図主体で説明	内外の港湾関係者等
東京ポートニュース	都民生活と密接な関係を持つ東京港等の話題を紹介（毎月発行）	都民等 （臨海地域の情報誌にて配布）

東京港案内実績

行政視察船「新東京丸」

区分 \ 年度	28	29	30
回数（回）	303	320	355
人数（人）	12,565	15,042	16,252

社会科見学船

区分 \ 年度	28	29	30
回数（回）	127	119	120
人数（人）	11,131	10,846	11,036

第4節 港湾施設の危機管理体制の確立

〔港湾経営部経営課〕

1 危機管理対策の今日的意義

近年、日本の各地の港では船舶の座礁事故による燃料油の流出や、放置された外国船などによって港湾機能に支障を来し、周辺環境に悪影響を及ぼしている。また、平成13年9月11日に発生した米国における同時多発テロ以降、港湾がテロ行為の対象またはその経由地となり得るとの強い危機感が世界的に高まっている。このような事件・事故により東京港の機能が麻痺した場合、背後圏の経済に与える影響は計り知れないものがある。

また、船舶や海上コンテナを利用した不正薬物の密輸が後を絶たず、また密入国事件も発生する可能性があり、密輸品や密入国者による犯罪など都民に不安を与えている。

こうした中、東京港の水際を脅かす危機に的確に対処し、危機管理体制の充実を図ることにより、都民の不安を解消し、東京を安全で安心な都市にするとともに、東京港における円滑な物流の確保を図ることが必要である。

2 港湾施設の管理運営に支障を来す船舶への対応

外国船舶による座礁事故が日本各地で起きており、燃料油の流出による海洋汚染や漁業被害が発生している。座礁した船体の撤去は本来は船主の責任において行うべきものであるが、そのまま放置されてしまい、やむなく地元自治体が撤去を強いられたうえ船主等による補償が十分に行われないケースもある。

東京港においても、船舶からの油流出事故の発生、老朽化や整備不良のため航行不能となった船舶の放置といった事態が発生し、港湾機能が麻痺するおそれは否定できない。こうした事態を未然に防ぐとともに東京港をさらに適正に管理運営するため、平成16年3月に改正した東京都港湾管理条例及び同条例施行規則において、以下の船舶等に関して港湾の管理上著しい支障が生じると認められるときは港湾施設を使用させないことができることとした。

(1) 港湾施設を損傷し、又は汚損し、その他管理上支障を来すおそれがある船舶

船舶安全法、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の規定に基づく処分、命令その他の措置を受けたにもかかわらず改善措置を行っていない船舶

(2) 船舶の事故による損害賠償等を履行しないおそれがある船舶所有者等

次に掲げる損害の賠償等をつてん補する保険契約を締結していない船舶所有者等

- ① 船舶に積載されていた燃料油等による油濁損害の賠償費用
- ② 座礁、沈没その他の事由による船舶の撤去その他の措置を履行する費用
- ③ 船舶が岸壁等の港湾施設を損傷させた場合の賠償費用

3 港湾における密輸・密入国及びテロ等の阻止

船舶や海上コンテナを利用した密輸・密入国事件は、背後に密航の受入れ組織が介在するといわれており、今後も事件の発生が懸念される。密輸による麻薬や銃器のほか社会悪物品の流入、密入国者による不法就労や組織的犯罪の恐れなど、都民生活の安全が脅かされつつある。また、港湾におけるテロ対策が喫緊の課題となっており、国際テロをはじめとする国際組織犯罪を未然に防止し、これに適切に対処するための取組が求められている。

港湾局では東京港における密輸・密入国事件等を水際で阻止するため、平成15年8月、東京湾岸の隣接する港湾の各港湾管理者、各都県警察及び国の関係機関に呼びかけて「東京湾保安対策協議会」を設立した。平成16年5月、

この協議会の取組として、民間事業者を含めた関係機関が連携して密輸・密入国等の組織犯罪を想定した、水際危機管理対策「合同保安訓練」を東京港晴海ふ頭で実施した。

また、平成16年1月、国際テロをはじめとする国際組織犯罪を水際で阻止するため、東京港の関係行政機関や民間事業者で構成される東京港保安委員会を設置した。平成16年6月には、この委員会の取組として、東京海上保安部をはじめとする関係機関が連携して「東京港テロ対策合同訓練」を有明フェリーふ頭で実施した。その後、年一回のペースで東京港テロ対策合同訓練を実施している。

今後も、関係機関との情報の共有化と連携体制の強化を図り、東京港の治安を脅かす密輸・密入国及びテロ等の犯罪を未然に防止し、これに適切に対処するための港湾保安対策を実施していく。

4 改正SOLAS条約への対応

米国における同時多発テロ事件以降、港湾がテロ行為の対象、あるいは、その経由地となり得るとの強い危機感が高まっており、国際的なテロ攻撃への防御体制の確立が各国において重要な課題となっている。

これを受け、国際海事機関（IMO）では船舶や港湾施設に対するテロ攻撃の脅威に備えるため、「海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）を平成14年12月に改正した。平成16年7月1日に同条約が発効し、国内においては同時に「国際船舶・港湾保安法」が施行された。東京港では、水際の第一線であるふ頭の出入管理の徹底を図るため、改正SOLAS条約に対応して延長約12kmのフェンス・ゲートや監視カメラ、照明設備等の整備を完了した。平成17年4月には東京港管理事務所に指令センターを設置し、専任監視員による24時間の常駐監視を行っている。

また、平成26年7月からはセキュリティカード等を使ってゲートでの出入管理を行う手法を導入し、保安対策の強化を図っている。

東京港の港湾施設がテロによる攻撃を受けた場合、広く首都圏4,000万人の消費生活に多大な影響が生じることが予想される。また、保安対策が不十分な港湾から出港した船舶は、目的地の外国港湾において入港を拒否される懸念もあり、東京港の国際競争力を確保するうえからも港湾施設の保安対策を着実に推進していく。

第5節 東京港の環境対策

港湾管理者は、港湾法により港湾区域を良好な状態に維持し、また、港湾施設として海洋性廃棄物処理施設等を建設し、管理運営することとなっている。

これらの規定に基づき東京港では、次のような水域環境保全のための事業を行っている。

1 水面監視業務 〔港湾経営部経営課〕

東京港管理事務所所属の監視艇6隻により常時、港内泊地、運河筋等を巡視し、土砂、じん芥、廃油等の不法投棄防止、発見及び除去、警告、関係機関への通報など適切な措置に努めている。

監視艇等による処理状況

年度	監視艇 出回 回数	処 理 件 数					油 処 理 剤 使 用 量 (リットル)
		油	流 沈 木	沈 廃 船	そ の 他	計	
28	2,495	36	284	0	592	912	0
29	2,564	91	283	0	249	623	0
30	2,499	56	216	0	405	677	0

2 流出油対策 〔港湾経営部経営課〕

船舶等からの廃油の不法投棄や係留中の船舶が給油中に誤って油を流出する事故が後を絶たず発生している。これとは別に港内の臨港地区には、石油類を取り扱う企業が点在し、また隅田川筋や江東地区の運河筋に油槽所が多く、港内を通過する小型タンカーの航行も非常に多い。

このため、次のような流出油防除資機材を保有するとともに、官民一体の協力体制をとっている。

(1) 備蓄資機材の保有状況（令和元年8月1日現在）

- ① オイルフェンス 2,220m（B型）
- ② 油処理剤 18リットル缶48缶
- ③ 油吸着マット 50cm×50cm×0.4cm 500枚、65cm×65cm×0.4cm 1,200枚など
- ④ 油処理剤散布船 監視艇 6隻（うちオイルフェンス展張機能放水銃装備艇1隻、放水銃装備艇4隻）
- ⑤ 油回収装置 清掃船用 2基（第1清海丸、第2清海丸）

(2) 応急体制

大量流出油事故等の場合には、各当事者の能力だけでは処理できないので、被害を最小限に食い止めるために関係官公庁、関連企業の相互協力体制が必要である。

このため、海上保安部を中心に「東京湾排出油防除協議会」が設置され、さらに、地域機構として「東京港排出油防除協議会」がある。当局もこれに加入して、防災訓練に参加するなど港湾管理者の立場から応急対策についての協力体制をとっている。

なお、平成9年7月に起きたダイヤモンド・グレース号の事故を契機に、「大規模流出油災害対策の手引き」を策定し、今後の流出油災害に備えている。

3 港内清掃

〔港湾経営部経営課〕

清掃船6隻、運搬母船1隻により港湾区域内の浮遊じん芥等の収集を行っている。作業は、東京港埠頭株式会社に業務委託している。

収集したごみ等は、清掃船で回収し、分別運搬処理をしている。

海面清掃実績

単位：m³

年 度	収 集 量
2 8	2,252
2 9	2,287
3 0	2,242

4 汚泥しゅんせつ

〔港湾整備部計画課〕

東京港内、特に運河部に堆積している汚泥は、悪臭を発生し、住民の生活環境を悪化させる原因となっている。こうした現況を改善するため、「東京地域公害防止計画」に基づき、昭和47年度から運河部の汚泥しゅんせつ等を行っている。

令和元年度は、平久運河、芝浦運河、高浜運河、海老取運河の汚泥しゅんせつ等を実施する。

汚泥しゅんせつ事業の計画と実績

地区	年度 施設	実績土量 (昭和47～平成30年度)	令和元年度計画	
			土量	事業費（公共）
江 東	しゅんせつ	2,304,792m ³	6,000m ³	78,000千円
	覆 土	2,870m ²	—	—
芝 浦	しゅんせつ	1,616,836m ³	9,030m ³	107,000千円
	覆 土	104,397m ²	750m ³	30,000千円
港 南	しゅんせつ	603,458m ³	14,920m ³	85,000千円
	覆 土	22,230m ²	—	—
計	しゅんせつ	4,525,086m ³	29,950m ³	270,000千円
	覆 土	129,497m ²	750m ³	30,000千円

5 沈木、木皮の処理

〔港湾経営部経営課〕

東京港で取り扱う原木は、年々漸減しているが、輸送、荷役及び製品化に伴い発生する沈木、木皮は、航行障害となるばかりでなく、海底に長年堆積して水質に悪影響を与えることになる。

(1) 沈木対策

輸送、荷役に伴う流沈木による被害を未然に防止するため、港湾管理者として原因者に注意を喚起し清掃等を行わせている。

(2) 木皮対策

原木荷役に伴い発生する木皮については海洋投棄の規制が強いことから、当該木材関連企業から依頼を受けた産業廃棄物処理業者が処理している。

6 沈 廃 船 の 処 理

〔港湾経営部経営課〕

港内に放置される沈廃船は、船舶の航行を阻害し水質を悪化させ公害を発生させるとともに港内の美観を損なうこととなるため、これまで所有者不明の沈廃船は、都において撤去している。

7 港湾施設における省エネ、CO₂対策

〔港湾経営部経営課〕

環境に配慮した港づくりを進めるため、上屋など港湾施設に太陽光発電施設の整備や屋上緑化を実施するなど、環境負荷の軽減に取り組んでいる。今後も、関係機関や関係事業者と連携を図り、港湾施設の環境負荷軽減の取組を推進していく。

8 船舶の排出ガス対策

〔港湾経営部振興課〕

東京港では、都市機能エリアと物流エリアが、主に湾岸道路を境に隔てられているものの、市街地にも近く、周辺で多くの方が生活し、働く場所でもある。このため、大気汚染対策をはじめとした環境改善は不可欠となっている。

東京の臨海地域では、船舶、自動車、工場などから大気汚染物質が排出されているが、自動車や工場等については、法・条例により、厳しい対策が進められてきた。一方、船舶については、マルポール条約により、窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）などの国際的な規制があるものの、これまで先進的な大気汚染対策は取られてこなかった。特に、東京港では今後も取扱貨物量の増大が見込まれており、船舶の寄港を妨げない効果的な環境施策の展開が必要となっている。

このような中、世界の港湾では船舶の排出ガス削減に資する環境対策プログラムが導入され、環境改善のための有力な手段として運用されている。東京港では、国際的な環境対策プログラムであるESI※に参加し、入港料減免のインセンティブを導入することで、船舶から排出される窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）等を削減することとしている。

※ ESI（Environmental Ship Index）

国際港湾協会（IAPH）主導のもと世界の港湾が結成したWPSP（World Ports Sustainability Program）が、船舶からの大気汚染物質等の排出削減を目的に環境負荷の少ない船舶を測定評価し、環境船舶指数（ESI値）を認証する。

参加港湾等は、ESI値に応じ、入港料の減免などのインセンティブを与えることで環境負荷の少ない船舶の入港を促進し、港湾地域での大気環境の改善を図るプログラム。

9 屋形船のし尿処理

〔港湾経営部経営課〕

船舶からの海域へのごみ、し尿等の廃棄物の排出については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で一定の規制がなされている。

しかし、し尿の排出について定員100人未満の屋形船は法規制の対象外となり、港湾区域内の親水施設である海上公園等の閉鎖水域でのし尿垂れ流しに対し、各方面から早急に対処するよう要望が出され、平成2年11月に、屋形船のし尿処理対策を円滑に進めるため、業界団体及び庁内関係局等の協議の場として「屋形船し尿処理対策連絡協議会」（事務局：環境局）を設置した。

この協議会の協議結果を踏まえ、当面の暫定策として、閉鎖水域へ排出を行わないよう屋形船を改造し貯留タンクを設け、港内に設置したし尿受入施設（海上係留）で処理するよう行政指導による対応策を講じ、平成3年8月から実施した。これを、平成13年4月からはバキュームカーによる回収に切り替え、実施している（平成13年度は拠点及び巡回、平成14年度からは巡回のみ）。さらに、平成22年度には、し尿回収施設を設置するなど、し尿回収の体制を整えている。

10 官民協力・協議会

〔港湾経営部経営課〕

(1) 東京港の安全と環境良化の促進を図るため官民協力体制として港湾局長を会長とする「東京港安全・汚染防止対策協議会」が昭和50年6月に発足し、専門部会を設け問題の解決に当たっている。

主な協議事項は、船舶の航行安全対策、廃棄物、廃油及び廃船等による汚染防止体制の整備並びに清掃体制に関することである。

このほか、施設の安全対策、海洋汚染の防止のPR等港湾関係行政官庁や民間団体の協力を得て、問題の解決を図っている。

(2) 東京都区部の港湾・河川における廃船を適正に処理、リサイクルするための検討組織として、平成11年6月、行政と民間の関係者が連携・協力し「東京都廃船処理協議会」を設立し、廃船処理の試行（トライアル）を3回行い、平成12年3月に廃船処理のフローチャート・廃船処理費用等を含む中間報告（ガイドライン）を発表するなど検討を進めてきた。

その後、平成19年7月に設立された関東地区廃船処理協議会（事務局：関東運輸局）にて、適正処理のシステムが確立された。今後も、その円滑な運用についての協議、調整を行っていくとともに、周知活動等を行っていく。

11 放置艇対策の取組

〔港湾経営部経営課〕

都内の河川や港湾を一体とした公共水域における放置船舶問題について、効率的かつ迅速な解決を目指し、平成14年3月「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」（建設局と港湾局共管）を制定し、平成15年1月に施行した。

本条例は係留保管施設整備状況に応じて区域を指定し（適正化区域・重点適正化区域）、その区域内の放置船舶に対する移動措置など都独自の規制により、都市景観を回復し、公共水域における経済活動や生活環境の確保を図ることを目的としており、東京港内における放置船舶問題の解決を図っている。

12 特定外来生物（ヒアリ等）の侵入・定着防止

〔港湾経営部経営課〕

平成29年7月、東京港で陸揚げされたコンテナ内において、都内で初めてヒアリが確認された。

ヒアリは攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリが国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

このため東京港では、特定外来生物（ヒアリ等）の水際での対策を徹底するため、「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」（事務局：港湾局及び環境局）を設置して関係組織の連携体制を強化するとともに、モニタリング調査や普及啓発の取組を行っている。